

# 清和町防災会細則

この細則は、清和町防災会の組織並びに役員を選出方法を決めたものである。以下の内容と、防災会総会の決定とが矛盾するときは、防災会総会の決定が優先される（清和町自主防災会規約第9条）。尚、この細則は、清和町自治会会則第18条第1項によって決定される。つまり、自治会役員会において決定される。

## 1. 組織（清和町自主防災会規約第5条関係）

情報班は、自治会委員の広報委員、  
救出・救護班は、自治会委員の体育委員、  
消火班は、自治会委員の体育協会理事、体育委員、  
避難・誘導班は、自治会委員の広報部長、副部長、交通安全推進委員、他の委員  
給食・給水班は、自治会委員の環境整備推進委員、他の委員  
で構成する。

## 2. 役員（清和町自主防災会規約第6条関係）

会長は、清和町自治会長、  
副会長は、清和町自治会副会長、  
会計は、清和町自治会の会計、  
監事は、清和町自治会会計監査、  
があたる。  
班長、副班長は、各班で互選するものとする。

尚、必要に応じて、会長の召集により、会長、副会長、会計による3役会を行なう。

付則 この細則は、平成10年4月4日自治会役員会において、「清和町防災会組織図」として承認され、同日より施行する。

付則 この細則は、平成11年1月9日自治会役員会において承認され、平成11年3月28日より施行する。

付則 この細則は、平成26年3月30日自治会総会において承認され、同日より施行する。